

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規
程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

学校	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員	4週間を通じ1週間につき38時間45分 (校長)	3時間45分から11時間45分までの範囲内	勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	4週間を通じ8日以上
	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職及び学校事務職である職員	38時間45分 (校長)	7時間45分	勤務時間の途中において45分	日曜日及び土曜日
	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する業務職で	38時間45分 (校長)	7時間45分	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日

ある職員				
高等学校に勤務する教育職員	1 38時間45分 (校長)	1 7時間45分	1 勤務時間の途中において45分	1 日曜日及び土曜日
	2 修学旅行において生徒を引率して行う指導業務に従事する場合は、当該業務に係る勤務日を含む4週間を通じ1週間につき38時間45分とする。 (校長)	2 3時間30分から12時間までの範囲内	2 勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	2 4週間を通じ8日以上
高等学校に勤務する一般事務職及び業務職である職員	38時間45分 (校長)	7時間45分	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日

」

を

「

学校	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員	4週間を通じ1週間につき38時間45分 (校長)	3時間45分から11時間45分までの範囲内	勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	4週間を通じ8日以上
	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職及び学校事務職である職員	38時間45分 (校長)	7時間45分	勤務時間の途中において45分	日曜日及び土曜日
	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する一般事務職及び業務職である職員	38時間45分 (校長)	7時間45分	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 理 由

市立高等学校に勤務する教育職員に変形労働時間制を導入するため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後						改正前					
○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 昭和42年3月31日教委訓令第2号 (第1条～別表第1 略)						○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 昭和42年3月31日教委訓令第2号 (第1条～別表第1 略)					
別表第2 (第2条関係)						別表第2 (第2条関係)					
所属	種別	1週間の勤務時間 (勤務時間等を割り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日	所属	種別	1週間の勤務時間 (勤務時間等を割り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日
学校	小学校、中学校、 <u>高等学校</u> 及び特別支援学校に勤務する教育職員	4週間を通じ1週間につき38時間45分 (校長)	3時間45分から11時間45分までの範囲内	勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	4週間を通じ8日以上	学校	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員	4週間を通じ1週間につき38時間45分 (校長)	3時間45分から11時間45分までの範囲内	勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	4週間を通じ8日以上
	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する	38時間45分 (校長)	7時間45分	勤務時間の途中において45分	日曜日及び土曜日		小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する	38時間45分 (校長)	7時間45分	勤務時間の途中において45分	日曜日及び土曜日

改正後					改正前				
学校栄養職 及び学校事 務職である 職員					学校栄養職 及び学校事 務職である 職員				
小学校、中 学校、 <u>高等</u> <u>学校</u> 及び特 別支援学校 に勤務する <u>一般事務職</u> <u>及び業務職</u> である職員	38時間45分 (校長)	7時間45分	勤務時間 の途中に おいて1 時間	日曜日 及び土 曜日	小学校、中 学校及び特 別支援学校 に勤務する 業務職であ る職員	38時間45分 (校長)	7時間45分	勤務時間 の途中に おいて1 時間	日曜日 及び土 曜日
(削る)					<u>高等学校に</u> <u>勤務する教</u> <u>育職員</u>	<u>1 38時間45分</u> <u>(校長)</u>	<u>1 7時間</u> <u>45分</u>	<u>1 勤務</u> <u>時間の</u> <u>途中に</u> <u>おいて</u> <u>45分</u>	1 日 曜日 及び 土曜 日
					<u>2 修学旅行にお</u> <u>いて生徒を引率</u> <u>して行う指導業</u> <u>務に従事する場</u> <u>合は、当該業務に</u> <u>係る勤務日を含</u> <u>む4週間を通じ</u> <u>1週間につき38</u> <u>時間45分とする。</u> <u>(校長)</u>	<u>2 3時間</u> <u>30分から</u> <u>12時間ま</u> <u>での範囲</u> <u>内</u>	<u>2 勤務</u> <u>時間が</u> <u>6時間</u> <u>を超え</u> <u>る場合</u> <u>は勤務</u> <u>時間の</u> <u>途中に</u> <u>おいて</u> <u>45分、8</u> <u>時間を</u>	2 4 週間 を通 じ8 日 以上	

改正後				改正前						
								<u>超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。</u>		
		(削る)		<u>高等学校に勤務する一般事務職及び業務職である職員</u>	<u>38時間45分(校長)</u>	<u>7時間45分</u>	<u>勤務時間の途中において1時間</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>		
備考	この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。			備考	この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。					
	(以下 略)				(以下 略)					

∞